

4 特別警報が発表された場合における研修事業等の取り扱いについて

- 県内のいずれかの地域に特別警報が発表された場合は、当日の全ての研修を中止する。
- 特別警報がその日のうちに解除された場合も、当日の全ての研修を中止する。

5 暴風（または暴風雪）警報発表時における研修事業等の取り扱いについて

(1) 午前7時までに県内いずれかの地域で警報が発表された場合

当日の研修	その後の警報の推移	当日の研修の取り扱い
ア 全日の日程で計画されていた研修	午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止
イ 午前だけの日程で計画されていた研修	午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前7時の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止
ウ 午後だけの日程で計画されていた研修	午前10時30分の時点で県内全ての地域において警報が解除されている場合	計画どおり実施
	午前10時30分の時点で県内いずれかの地域で警報が継続されている場合	中止

(2) 午前7時を過ぎてから県内いずれかの地域で警報が発表された場合

当日の研修	当日の研修の取り扱い
当日の全ての研修	中止

6 地震等における研修事業等の取り扱いについて

非常時の状況	研修の取り扱い
ア 南海トラフ地震に関連する情報（定例）が発表されたとき	実施
イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。
ウ 県内で震度5強未満の地震が発生したとき	実施 ※地震の状況により、研修を中止することとなった場合には、総合教育センター所長が所属長に連絡する。
エ 県内で震度5強以上の地震が発生したとき	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。

7 「愛知県新型インフルエンザ対策本部」から休校要請が寄せられた場合における研修事業等の取り扱いについて

- 対策本部から県内全学校を対象に休校が要請された期間の研修を中止とする。
- 学校が再開された日の翌日から、当初計画されている研修を日程どおり順次実施する。

<上記4, 5, 6, 7における留意事項>

研修事業等の全部または一部を中止した場合の代替措置等については、総合教育センター所長が別に指示します。